

官制からみた錢貨鑄造官司の変遷について

About the Change of the Coins Casting Government Office Judging from Government Organization
NITO Atsushi

仁藤敦史

はじめに

本稿は、錢貨鑄造官司の変遷を主として『類聚三代格』における格の分析により説明することを課題とする。具体的に錢貨の鑄造を律令官制において担当したのは、『和名抄』には「樹漸乃司（じゅぜんのかさ）」と訓まれる「鑄錢司」であったが、令に明文規定は存在せず、令外官として臨時的に編成された。⁽¹⁾ 鑄錢司は太政官に直属していたと考えられる。⁽²⁾ 鑄錢司以外にも、催鑄造司、鑄錢寮、鑄造使、鑄錢所などの名称が確認され、京内以外にも近江・河内・山城（岡田・葛野）・大和（登美・田原）・播磨・長門・周防・大宰府などの地域で鑄造がなされた可能性が指摘されている。⁽³⁾ これらをどのように整合的に理解するかについてはこれまで議論があるが、現在のところ榮原永遠男説が有力視されており、基本的に継承したいが、意見を異にする部分や論じ残されていると思われる点もあるので、以下で論じることしたい。⁽⁴⁾

一、奈良時代前期の錢貨鑄造官司

まず鑄錢司の初見は持統八年の三名の官人任命記事である。

01 『日本書紀』持統八年三月乙酉条

以^二直広肆大宅朝臣麻呂・勤大式台忌寸八嶋・黄書連本実等^一 拜^二鑄錢司^一。

以後、断続的に記事が見え、平安時代後期まで存続したことが確認される。ここでは、長官・次官の区別なく三名が連記されている。直広肆（五位下相当）の大宅朝臣麻呂は長官クラス、三ランク下の勤大式（正六位下相当）である台忌寸八嶋・黄書連本実はいずれも次官クラスと推定される。しかしながら、苑地を管理した園池司が、古くは「園職」「園官」「園司」などと書かれたことから類推すれば、「鑄錢司」は「ツカサ」と読み、官司名であるとともに官職名でもあり、官司間の階等的秩序や官司内の

官人序列が未分化な段階で、浄御原令官制においては明瞭な差等が官司においても官人序列においても明瞭でない段階であったと位置付けられる。三人はいずれも「鑄銭官」と称されていたと推測される。次官クラスの台忌寸八嶋・黄書連本実は渡来系の技術者であったと推測され、とりわけ黄書連本実は、遣唐使として渡唐経験があり、土木・建築用の水準器（水泉）を献上している⁶⁾。画師であったことを重視すれば、貨幣の大きさ・厚さを決めたり、文字デザインの下絵などを担当したとも考えられる。

大宝令直前の文武三年には、始めて鑄銭司を置き、前任の大宅朝臣麻呂より、一ランク高い直大肆（従五位上相当）の中臣朝臣意美麻呂が長官となっている。「始置」とあること、長官の任命などを重視するならば、官人序列においては律令制的な官司に近づいたものと考えられる。

02 『続日本紀』文武三年十二月庚子条

始置^ニ鑄銭司^一。以^ニ直大肆中臣朝臣意美麻呂^一為^ニ長官^一。

つぎに見えるのは催鑄銭司を置き、従五位上の多治比真人三宅麻呂を長官に任命した記事である。その官司の内実は不明であるが、鑄銭司長官の官位相当が直大肆（従五位上相当）であったことを重視すれば、その上位に新たに置かれたとするよりは、改組したものと考えるのが妥当ではないか。

03 『続日本紀』和銅元年二月甲戌条

始置^ニ催鑄銭司^一。以^ニ従五位上多治比真人三宅麻呂^一任^レ之。

和銅期には、大宰府や諸国に銅銭を鑄造させ、献上させていることからすれば、これら諸国の鑄銭を指導監督する役割を中央の鑄銭司に付加

し、名称を変更したと考えられる。

04 『続日本紀』和銅元年七月丙辰条

令^ニ近江国鑄^ニ銅銭^一。

05 『続日本紀』和銅三年正月丙寅条

大宰府献^ニ銅銭^一。

06 『続日本紀』和銅三年正月戊寅条

播磨国献^ニ銅銭^一。

おそらく、諸国には国名を付加した鑄銭司が存在し、それと区別するのは諸国に置かれた鑄銭司の一つである「河内鑄銭司」の位置付けである。

07 『続日本紀』和銅二年八月乙酉条

廢^ニ銀銭^一。一行^ニ銅銭^一。太政官処分、河内鑄銭司官属、賜祿考選、

一准^レ寮焉。

銀銭の廃止に連動して、銅銭の増産が急務であったらしく、「准寮」という格上げがなされている。河内守は石川年足が和銅元年に従五位上で任じられ（『続日本紀』和銅元年三月乙未条）、『延喜式』でも「大國」とされ、守は「従五位上」が相当位である。「准寮」とされた河内鑄銭司の長官は、大寮ならば従五位上、小寮ならば従五位下である。河内国守と河内鑄銭司長官が同格で、さらに催鑄銭司長官とも同格となってしまう。

催鑄錢司長官 — 從五位上

河内国守 — 從五位上

河内鑄錢司長官 — 從五位上（小寮ならば從五位下だが、大寮の可能性が高いと考える）

これらをどのように解釈するか問題となる。後述するように後の長門国司が鑄錢使に改組されていることを参考とするならば、河内国司が河内鑄錢司に改組していた可能性が指摘できる。⁽⁸⁾ちなみに、鑄錢司長官の叙位は『続日本紀』天平宝字元年六月壬辰条によれば撰津大夫と三河守の間に位置しているように、明らかに地方官として位置付けられていることからすれば（他の任官記事も位階順の場合もあるがおおむね京官と国司の間に位置する）、京内の中央官司ではなかった可能性が高い。

さらに、和銅元年に「催鑄錢司長官」であった多治比真人三宅麻呂は、養老三年に河内国撰官となっていることに注目するならば、和銅年間に石川年足以後の河内守（あるいは催鑄錢司長官として河内国を帯国）であった可能性も指摘できる。⁽¹⁰⁾

和銅元年二月 — 催鑄錢司長官多治比三宅麻呂

和銅元年三月 — 河内守石川年足

和銅二年八月 — 河内鑄錢司准寮

催鑄錢司は河内鑄錢司と同格の官司として京内に別個に存在したとするよりは、河内鑄錢司を拠点に諸国の鑄錢司を監督していた可能もあるのではないか（ただし三宅麻呂は和銅四年には正五位下となっている）。少なくとも榮原説のように催鑄錢司と河内鑄錢司が独立的な別組織であるとするならば、⁽¹¹⁾同格の官司が監督下にあるという官司制的な矛盾は解消されない。撰津職が津国を帯することや、大宰府が筑前国を帯するという職員令の規定を参照するならば、⁽¹²⁾河内鑄錢司が「准寮」により河内国司と同格となった和銅二年以降は、本来別組織である催鑄錢司が河内国（河内鑄錢司）を帯するという想定は可能と思われる。ここでは問題

提起としてこうした仮説を提示しておきたい。

催鑄錢司および河内鑄錢司の名称はその後、史料からは記載がなくなり、鑄錢寮の名称が神龜年間に出現する。

08 神龜三年「山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳」⁽¹³⁾

「鑄錢寮使部」・「鑄錢寮史生（民領）」

この「鑄錢寮」については、その前身として「河内鑄錢司」あるいは「催鑄錢司」が想定されている。⁽¹⁴⁾少なくとも和銅期の「催鑄錢司—河内鑄錢司」という体制は放棄され、河内の「鑄錢寮」単体が、諸国の鑄錢司を統括する体制に転換したと推測される。准寮とされたことを重視すれば「河内鑄錢司」が改組されたとも考えられるが、諸国の鑄錢司を統括するという意味では「催鑄錢司」が転換したとも考えられる。私見では河内国に所在した「催鑄錢司—河内鑄錢司」は令前の「大宰総領」のように実質的には同一組織が二つの役割（全国鑄錢司の監督と河内国での鑄錢事業）を遂行していたため、二つの名称が使い分けられたと考えられるので、⁽¹⁵⁾明確に区分することはできないとの立場をとる。おそらく、機能としては全国鑄錢司の監督という「催鑄錢司」の役割をより一体化して「鑄錢寮」に改組したと想定される。「鑄錢寮」の名称は、「催鑄錢司—河内鑄錢司」が、すでに大寮相当の規模を有しており、かつ諸国鑄錢司との上下関係を明確化するために呼ばれたものである（巨大な機構であったとしても令外官なので省・寮・司の区分に当てはまらない造東大寺司のような事例として鑄錢司は位置付けられる）。

同時期における諸国の鑄錢司の実例としては、天平期に見える「長門鑄錢司」がある。

09 『続日本紀』天平二年三月丁酉条

周防国熊毛郡牛嶋西汀、吉敷郡達理山所_レ出銅、試_二加冶練_一、並堪_レ為_レ用。便令_二当国採冶_一、以充_二長門鑄錢_一。

10 天平四年以前「播磨国郡稻帳」⁽¹⁶⁾

「鑄錢司史生」「鑄錢司主典」「鑄錢司民領」「鑄錢司民領」「鑄錢司判官」「鑄錢司」

史料09の「長門鑄錢」および史料10の「鑄錢司」はいずれも長門国の鑄錢司の組織を示すとする案原説に従うならば、「鑄錢寮（河内）―鑄錢司（長門）」という体制がこの時期には確認される⁽¹⁷⁾。

二、奈良時代後期の錢貨鑄造官司

以後、「鑄錢寮」の名称は見えなくなり、奈良時代後半には再び鑄錢司の名称が用いられる。この時期の鑄錢司は、天平七年に設置記事があり、延暦元年まで存続したと考えられる。

11 『続日本紀』天平七年閏十一月庚子条

更置_二鑄錢司_一。

12 『続日本紀』延暦元年（天応二）年四月癸亥是日条

詔曰、朕君_二臨区宇_一、撫_二育生民_一、公私彫弊、情実憂之。方欲_下屏_二此興作_一、務_二茲稼穡_一、政遵_二儉約_一、財盈_中倉廩_上。今者、宮室堪_レ居、服翫足_レ用。仏廟云畢、錢餼既賤。宜_下且罷_二造宮・勅旨_一省、法花・鑄錢_二両司_一、以充_二府庫之寶_一、以崇_中簡易之化_上。但造宮・勅旨雜色匠手、隨_二其才幹_一、隸_二於木工・内藏等寮_一。余者各配_二本司_一。

具体的にこの時の鑄錢司がどこに置かれたを示す具体的な史料は存在

しないが、「更に置く」との表現によれば、既存の鑄錢司に加えて新たにもう一つの鑄錢司を新置したと解釈できる。史料に欠落がないとすれば既存の「（河内）鑄錢司（寮）」に加えて、新たに別な地域に「鑄錢司」を置いたことになる。畿内における新たな「鑄錢司」の設置により、「鑄錢司」としての河内鑄錢司の優位性は相対的に低下し、河内守との兼任も解消されたと想定される。延暦元年に「鑄錢寮」ではなく旧来の「（河内）鑄錢司」を廃止したとするのはこうした関係を示しているのではないか。

「更置」された新たな鑄錢司の候補としては「田原鑄錢（司）」が考えられる⁽¹⁸⁾。奈良時代前期に見えた「河内鑄錢司」は当該期にはその存在が確認されないが、天平七年の設置記事から廃止の延暦元年まで間には、新たに「登美錢司村」や「田原鑄錢（司）」の名称が出現する。

13 天平宝字五年「造金堂所解」⁽¹⁹⁾

「登美錢司村」

14 『続日本紀』神護景雲二年十二月乙酉条

從五位上阿倍朝臣三原為_二田原鑄錢長官_一。刑部大輔如_レ故。

15 『続日本紀』神護景雲二年五月甲子条

授_二鑄錢長官從五位下阿倍朝臣清成從五位上、次官止六位上多治比真人乙安從五位下_一、以_二勤公_一也。

16 『続日本紀』神護景雲三年三月戊寅条

右中弁從五位上阿倍朝臣清成為_二兼田原鑄錢長官_一。

神護景雲元年に阿倍朝臣三景は「田原鑄錢長官」に任命され、同二年には「鑄錢長官」阿倍朝臣清成、次官多治比真人乙安の叙位記事があり、同三年には阿倍朝臣清成が「田原鑄錢長官」の兼任記事がある。これらの記事から鑄錢司と田原鑄錢司が別組織で、この時期に併存したことがすでに指摘されている⁽²⁰⁾。また、「登美錢司村」については、「田原鑄錢司」と近接する生駒地域であることから、関連したものと考えられる⁽²¹⁾。河内と田原に鑄錢司が併存した可能性が高いとすれば、史生定員を増員した天平九年の記事は極めて注目される。

17 『続日本紀』天平九年十一月甲戌条

加三置鑄錢司史生六員。通レ前十六員。

ここでは、史生の定員が十員から十六員に増員されている。通常の史生定員は、二官八省クラスの上級官司においては、十名以上の定員を有するが、寮司のレベルでは令規定には存在せず、わずかに延喜式制において主計寮・木工寮が十名規模であるにすぎない。従って、鑄錢司が天平期に十員から十六員に増員されていることは異例の多さであり、単一の官司の定員とするよりも、河内と田原に鑄錢司が併存した期間とすれば二官司分の定員が含まれていた可能性が指摘できる⁽²²⁾。「更に置く」と表現されていることを重視するならば、既存の「(河内)鑄錢司(寮)」に加えて、さらに田原鑄錢司を置いたと解釈できる。天平七年の河内・田原の二司体制への移行と連動して、天平九年に史生が二司分の十六員に増員されたことになる。

これは後述するように、後の史生定員の変遷を考慮した場合にも妥当性がある。すなわち、『類聚三代格』延暦十七年十二月二十日官符(史料27後掲)によれば、史生定員が現員八員から二員を加えて十員に増員されているが、延暦十七年当時の現員八員は天平九年の増員された定員

十六員と齟齬することになる。

しかしながら、八名定員の二官司分で十六員であったと仮定すれば、河内鑄錢司の八員と田原鑄錢司八員、すなわち合計十六員が定員であり、河内・田原鑄錢司の二司体制が、延暦元年までに一旦廃止され、同九年に再置(おそらくは山城国岡田に設置)された段階では一司分の定員八員が延暦十七年当時の現員八員として継承されたものと推定される。史料の欠落を想定しなくても、天平九年の十六員定員は八員定員の二官司分であったと考えるならば、以後の延暦十七年当時の現員八員に無理なく連続する。河内鑄錢司が単に鑄錢司とされるのは先行する官司で、かつて鑄錢司が設置されたことによるのではないか。ちなみに、史料15の鑄錢長官・次官が河内鑄錢司の系譜を引くとすれば、どのレベルの官司であったかは、官位相当により検討が可能である。

鑄錢司―長官・従五位下↓従五位上、次官・正六位上↓従五位下

大寮 ―頭・従五位上、助・正六位下

小寮 ―頭・従五位下、助・従六位上

とりわけ次官の官位相当が高いことを考慮するならば、大寮相当の官司であったと推測される。

三、平安初期の錢貨鑄造官司

延暦元年に廃止された鑄錢司は、同九年に再置され、弘仁七年まで存続する。

18 『続日本紀』延暦九年十月甲午条

復置二鑄錢司。

19 『日本後紀』逸文(『類聚国史』卷百七鑄錢司・『日本紀略』弘仁七年七月戊寅条

廢_二鑄錢司_一。

天長四年の官符によれば、周防国に所在した鑄錢司はかつて「右得_二鑄錢司解_一稱、檢_二案内_一、此司在_二岡田_一之日⁽²³⁾」とあるように、山城国岡田に所在した鑄錢司を継承したと記されている。可能性としてはこの山城国岡田の鑄錢司がまずは大きな候補となる。この山城国岡田の鑄錢司については、以下のような関連史料が見える。

20 『三代実録』貞観七年九月二十六日甲辰条

勅_二木工寮_一、採_二銅於山城国相楽郡岡田郷旧鑄錢司山_一。

21 『三代実録』貞観七年十一月廿六日癸卯条

勅以_二山城国相楽郡旧鑄錢司地廿余町_一、為_二採銅之地_一。

22 『三代実録』貞観九年六月丙子条

勅、山城国相楽郡旧鑄錢司地廿町、貞観七年為_二採銅地_一。今返_二賜左大臣源朝臣信_一。但採_レ銅之事依_レ旧行_レ之。

23 『三代実録』貞観十一年七月十日丙寅条

以_二前筑後守從五位下清原真人真貞_一。為_二採山城国岡田山銅使_一。判官一人。主典一人。

24 『三代実録』元慶五年六月丁丑朔条

勅停_二廢採山城国岡田銅使_一。其屋舎什器、付_レ国令_二守護_一。

25 『三代実録』元慶五年八月廿日丙申条

去六月、停_二下採_二山城国岡田銅_一事。採銅使正六位上巨勢朝臣文主、

返_二進伊賀国庸米三百八十斛七斗五升五合_一。以_二伊賀国庸米_一、充_二採銅之資糧_一故也。

貞観期には山城国相楽郡岡田郷に「旧鑄錢司山」が存在したとあり、旧鑄錢司周辺の二十余町は、錢鑄造の原料たる銅の採掘地であったが、元慶五年までの比較的短期間で廃止されている⁽²⁴⁾。この岡田に所在した「旧鑄錢司」は天長四年以前にさかのぼり、周防国鑄錢司は弘仁九年に設置され天長二年に廃止された「長門鑄錢使」を継承したもので、⁽²⁵⁾長門鑄錢使の官位は「廢鑄錢司」に準拠したとあることによれば、具体的には弘仁九年以前、すなわち延暦九年に設置記事があり、弘仁七年まで存続した鑄錢司が山城国岡田の鑄錢司に相当することになる⁽²⁶⁾。

この間、鑄錢司史生の定員が定められているが、すでに弘仁七年に鑄錢司は廃止されており（史料19）、「弘仁格」施行段階において、すでに廃止されたはずの鑄錢司が規定されているのは一見すると不自然である。

26 『弘仁格抄』上 格卷二

58〔式上42〕鑄錢司史生拾員（見任八員、今_二加二員_一）

延暦十七年十二月廿日

27 『類聚三代格』卷四 延暦十七年十二月二十日官符

太政官符

鑄錢司史生十員事（見任八員 入_二加二員_一）

右被_二右大臣宣_一稱、奉_レ勅、依_二件員_一補_レ之、

延暦十七年十二月廿日

28 狩野本『類聚三代格』卷四 延暦十七年十二月二十日官符

延暦十七 十二 廿 鑄錢司史生十員事（見任八員、入加二員）、
官符、右大臣宣、

29 『類聚国史』卷百七 延暦十七年十二月乙未条
加三鑄錢司史生二員一。

しかしながら、「弘仁格」では式部格において、鑄錢司史生の定員規定に続けて弘仁九年に新置された長門鑄錢使の定員規定があり、官位相当は「廢鑄錢司」に準拠することが規定されており、官司の継承という点では、後の「鑄錢使」はすでに廢止された「鑄錢司」を引き継いでいることが確認される。

30 『弘仁格抄』上 格卷二⁽²⁷⁾

59〔式上43〕定三新置鑄錢使官員一事 弘仁九年四月十五日

31 『類聚三代格』卷四 弘仁九年四月十五日官符

太政官符

定三新置鑄錢使官員一事

長官一人 次官一人 判官二人 主典三人

鑄錢師二員 造錢形師一員 史生五員

右、中納言兼左近衛大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、奉レ勅、如レ右、其官位者、相三准廢鑄錢司一、⁽²⁸⁾ 秩限者、一同三国司之法一、

弘仁九年四月十五日

32 狩野本『類聚三代格』卷四 弘仁九年四月十五日官符

太政官符 定新置鑄錢使官員事

長官一人、次官一人、判官二人 主典三人、鑄錢師二員、造錢形師一員、史生五員、

右、中納言兼左近衛大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、奉レ勅、如レ右、其官位者、相三准鑄錢司一、⁽²⁹⁾ 秩限者、一同三国司之法一、

弘仁九年四月十五日

33 『類聚国史』卷百七・弘仁九年三月庚寅条

改三長門国司一、為三鑄錢使一、定三長官一員・次官一員・判官二員・

主典三員・鑄錢師二員・造錢型師一員・史生五員一、

◎『日本紀略』も同文

この後にも鑄錢使と鑄錢司の関係を直接示す史料が存在する。すなわち、鑄錢司と鑄錢使との関係については、すでに八木充氏が長門国から周防国への鑄錢官司の移動を示す史料を指摘している。⁽²⁸⁾

34 前田家本『類聚三代格』断簡

「〔 〕置〔 〕其序事者、定周防国吉敷郡〔 〕

被三右大臣宣一稱、奉レ勅、宣三依レ件廢置一。

さらに榮原永遠氏は具体的に長門国の「鑄錢司」の廢止と周防国の「鑄錢司」設置を示す史料として以下の史料を紹介した。⁽²⁹⁾

35 狩野本『類聚三代格』天長二年四月七日官符

太政官符

一 停三鑄錢使一事

右、依三太政官弘仁九年三月七日符一、停三長門国司一、新置三鑄錢

使。令^レ停^二止件^一、復^二長門国^一畢。宣^三雜務一事已上、惣付^二国司^一。

一 置^二錢鑄錢司^一事

右、依^二前例^一所^レ置如^レ件。其^レ序事者、定^二周防国吉敷郡宜之地^一。

以前、被^二左大臣宣^一稱、奉^レ勅、宜^二依^レ件廢置^一。

天長二年四月七日

これにより、弘仁九年三月に長門国に「鑄錢使」が設置され、天長二年四月には長門国「鑄錢使」が廢止され、連動して周防国に鑄錢司が新置されたことが確認された。史料34と35は、十二巻本『類聚三代格』巻四、廢置諸司事に掲載された同一内容の官符を記載しているものと考えられる。⁽³⁰⁾

以上によれば、平安初期における鑄錢司と鑄錢使の関係は、以下のよ
うな複雑な變遷を経ていたことが確認される。

延暦九年から弘仁七年 — 山城国岡田「鑄錢司」

弘仁九年から天長二年 — 長門国「鑄錢使」

天長二年以降 — 周防国「鑄錢司」

これらの變遷について「弘仁格」は、

26 『弘仁格抄』上 格卷二（前掲）

58（式上42）鑄錢司史生拾員〈見任八員、今^二加二員^一〉

延暦十七年十二月廿日

30 『弘仁格抄』上 格卷二（前掲）

59（式上43）定^二新置鑄錢使官員^一事 弘仁九年四月十五日

という二つの格を配置し、天長二年以降の周防国「鑄錢司」の官員構成を示そうとしていたと推測される。⁽³¹⁾「弘仁格」の編纂は、天長期の制度

的變更を弘仁十年以前の格に反映させて配列している場合があることは
醫師・把笏・修理職などの事例からすでに論じたことがある。⁽³²⁾ おそらく、
この鑄錢司の事例もその例に含めて考えられる。

すなわち、史料35の天長二年四月七日官符（および史料31・32の弘仁
九年四月十五日官符）を前提にすれば、

廢鑄錢司（山城）↓鑄錢使（長門）↓鑄錢司（周防）

という官制上の連続性は確認される。そのうえで、天長二年以降の周防
国「鑄錢司」の官員構成を示そうとするならば、延暦九年設置の鑄錢司
史生定員改訂（式上43）と弘仁九年の鑄錢使定員（式上43）により、天
長二年以降の鑄錢司（周防）の定員を表現していることになる。

この場合注意すべきは史生の定員で、延暦九年の十員でなく弘仁九年
の史生五員を天長二年以降の定数であったと仮定するならば、次の定員
改訂である天長五年二月十七日官符所引天長二年十二月二十三日官符に
史生五員の削減とある記載とは整合しないことになる。

36 『類聚三代格』卷四、天長五年二月十七日官符

太政官符

応^二鑄錢司判官復^レ旧事

右得^二彼司解^一稱、司家判官二員、依^二太政官去天長二年十二月廿

三日曆 勅符^一、被^レ減^二次官一員^一、判官一員、史生五人^一、而今

年料之鑄倍^二於前年^一、鑄作之事分配人少、望請、依^レ旧加^二判官一

員^一、中納言兼左近衛大將從三位行民部卿清原真人夏野宣奉^レ勅、

依^レ請、

天長五年二月十七日

この点について榮原永遠氏は「天長二年の減員五人によって、弘仁
九年から五員がそのまま維持されていたとすると、史生はゼロとなって

しまう。しかし、それは考えにくいので、史料の欠落があると考えられる」として、史料の欠落を想定する⁽³³⁾。

しかしながら、「弘仁格」の有効法という観点からすれば、天長二年以降の周防国「鑄錢司」の官員構成は、弘仁九年の鑄錢使定員〔式上43〕により、

長官一員・次官一員・判官二員・主典三員・鑄錢師二員・造錢型師一員・史生五員

を基本としつつも、史生定員は、延暦九年設置の鑄錢司史生改定〔式上43〕により史生五員は史生十員に読み替えるべきものとして配列されていたとするのが妥当と考える。

これ以後の史生定員の変遷は、まず『類聚三代格』天長四年七月三日官符に「応下省史生一員」置中醫師上事」とあり、史生定員を一員削り、醫師定員に振り替えることが規定され、つぎ『類聚三代格』仁寿元年八月十五日官符に「史生四人〔減一員一定三員一〕とあるように四員の定員をさらに一員を減員している。そして『類聚三代格』齊衡二年十一月一日官符には「応下依レ旧加中置史生一員上事」とあり「件史生一員、依二太政官符仁寿元年八月十五日符一減除、……望請、依レ旧加二置件員」と記されるように、仁寿元年の減員を復旧することが定められている。これらを総合するならば、

天長二年四月十員↓天長二年十二月五員↓天長四年四員↓仁寿元年三員↓齊衡二年四員

という変遷が妥当な解釈である⁽³⁴⁾。

したがって、天長二年の史生減員五員を合理的に解釈するためには、延暦九年設置の鑄錢司史生改訂〔式上43〕により弘仁九年の鑄錢使定員〔式上43〕にみえる「史生五員」は「史生十員」に読み替えるべきもの⁽³⁵⁾と考える。同一項目について複数の「弘仁格」が存在する場合には、編纂時に近い格文が最も有効であり、それ以前の無効になった部分も残さ

れることがあった。ただし、この史生定員の改変は、やや複雑であるが廢鑄錢司(山城)↓鑄錢使(長門)↓鑄錢司(周防)という変遷から、廢鑄錢司の規定が鑄錢司(周防)の再置により、鑄錢使の規定よりもさかのぼって重視されたことになる。

その後における周防鑄錢司の官員組織の改編を概観するならば、まず弘仁九年に官位は廢鑄錢司、秩限は国司の法によるとして

長官一員 次官一員 判官二員 主典三員 鑄錢師二員 造錢型師一員 史生十員

という体制から出発する⁽³⁶⁾。その後、弘仁十一年二月に判官一員と主典一員が減員となるが、同年七月には旧に復する⁽³⁷⁾。天長二年には次官一員・判官一員・史生五員の大幅な減員がなされ⁽³⁸⁾、

長官一員 判官一員 主典三員 鑄錢師二員 造錢型師一員 史生五員

という編成となる。さらに天長四年には史生定員一員を醫師一員に振り替える⁽⁴⁰⁾、同五年には判官が一員増加、仁寿元年には主典一員・史生一員・鑄錢長上(鑄錢師)一員が減員となる⁽⁴²⁾。最終的には齊衡二年の史生一員の増加により⁽⁴³⁾、

長官一員 判官二員 主典二員 鑄錢師一員 造錢型師一員 史生四員 醫師一員

という編成となったと推測される。『延喜式』では上国扱いの守一員・介一員・掾一員・目一員・史生三員という周防国官員と比較するならば、次官を除けば増員されていることが分かる⁽⁴⁴⁾。

おわりに

本稿では、錢貨鑄造官司の編成を官司の格付けや史生定員の変化などから考察した。従来、その存続期間や変遷が不明確であった鑄錢司の変遷について、先行研究を批判的に検討することで私見を述べた。その成

果はわずかであるが、以下の諸点を最後に確認しておきたい。

①文武三年の鑄銭司設置が律令官司としては大きな画期であり、催鑄銭司長官・鑄銭司（河内）長官・河内国守の官位相当が従五位上で同じであることに注目し、この鑄銭司に全国監督の役割を持たせるために改組した催鑄銭司は京内官司ではなく、一時的に河内国を帯国し、河内国が改組した鑄銭司（河内）を拠点にして諸国の鑄銭司を監督したものと推測した。

②河内国に所在した「催鑄銭司―河内鑄銭司」は、同一組織が二つの役割（全国鑄銭司の監督と河内国での鑄銭事業）を遂行していたため、実質的には二つの名称が使い分けられたと考えられるので、明確に区分することはできない。おそらく、機能としては全国鑄銭司の監督という「催鑄銭司」の役割と河内国における鑄銭組織たる「河内国司」河内鑄銭司の役割をより一体化して、その後「鑄銭寮」に改組したと想定される。

③天平七年に設置され、延暦元年まで存続した鑄銭司は、河内・田原の二司体制へ移行し、天平九年に史生が二司分の十六員に増員された。

④延暦九年に設置記事があり、弘仁七年まで存続した鑄銭司が山城国岡田の鑄銭司に相当する。

⑤「弘仁格」の有効法という観点からすれば、天長二年以降の周防国「鑄銭司」の官員構成は、弘仁九年の鑄銭使定員〔式上43〕により、「長官一員・次官一員・判官二員・主典三員・鑄銭師二員・造銭型師一員・史生五員」を基本としつつも、史生定員は、延暦九年設置の鑄銭司史生改定〔式上43〕により史生五員は史生十員に読み替えるべきものとして配列されていた。この想定は、天長以後の史生定員の変遷において妥当性を有する。

などの点を指摘した。周防鑄銭司段階の周防国司との関係や、具体的な鑄銭時期との関連などについては検討できなかったため、それらは今後

の課題としておきたい。

註

(1) 令制で、鑄造を担当する官司は本来、典鑄司であったが、官司としての活動は不活発であり、印の鑄造などについては鍛冶司や内匠寮などが、その役割を果たしたことは別稿で論じた。拙稿「内匠寮の成立とその性格」(『古代王権と官僚制』臨川書店二〇〇〇年、初出一九八五年)、同「公印鑄造官司の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年)、同「書評 芳之内圭『日本古代の内裏運営機構』」(『史学雑誌』一二二―一二三、二〇一三年) 参照。

(2) すでに八木充氏は、文書行政上において太政官と鑄銭司は、太政官符と鑄銭司解文により直接やりとりされていたことにより、鑄銭司は太政官の直轄であったことを指摘しているが(『周防鑄銭司小考』山口大学文学会誌 一七―一、一九六六年)、後述するように「弘仁格抄」の配列からもそのことは論証できる。なお、榮原永遠男「鑄銭司の組織と生産体制」(『日本古代錢貨研究』清文堂、二〇一一年、初出二〇〇三年)は、地方に置かれた「鑄銭使」も太政官に解を出していることから太政官直属であったとする。

(3) 中村一紀「鑄銭司の所在地について」(『書陵部紀要』二四、一九七二年)。

(4) 中村一紀註(3)前掲論文。八木充「山陽道の銅産と鑄銭司」(『福尾猛市郎編』内海産業と水運の史的的研究』吉川弘文館、一九六六年)、同「周防鑄銭司小考」(註(2)前掲論文)、同「周防鑄銭司と鑄銭司遺跡」(『日本古代組織の研究』塙書房、一九八六年、初出一九七二年)、同「周防鑄銭司の歴史と銅錢鑄造」(山口県教育委員会「周防鑄銭司跡」一九七八年)、榮原永遠男「鑄銭司の変遷」(『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房、一九九三年、初出一九七七年)、同「日本古代錢貨の鑄造組織」(同前、初出一九七九年)、同「鑄銭司の組織と生産体制」註(2)前掲論文など。

(5) 『藤原宮木簡一解説』(奈良国立文化財研究所、一九七八年)、木簡番号一。

(6) 『日本書紀』天智十年三月庚子条。

(7) 狩野本『類聚三代格』天長二年四月七日官符所引の弘仁九年三月七日官符には「停三長門国司、新置三鑄銭使」とある。

(8) ちなみに、大國と大寮の四等官位相当は、まったく同じである(守と頭は従五位上、介と助は正六位下、大掾と大允は正七位下、少掾と少允は従七位上、大目と大属は従八位上、少目と少属は従八位下)。

(9) 『続日本紀』靈龜元年九月癸亥条。ちなみに、多治比氏は河内国多比郡との関係が想定される。

(10) 河内守は和銅元年三月に任命された石川年足以降、養老元年の下賀茂吉備麻呂

- までしばらく任命記事が欠けている。
- (11) 栄原永遠男「鑄錢司の変遷」(註(4) 前掲論文)では、「河内鑄錢司」が寮に昇格後、神龜三年までに平城京に移転し「鑄錢寮」になったとするが、同「鑄錢司の組織と生産体制」(註(2) 前掲論文)では、「催鑄錢司」が「鑄錢寮」になったとして、考えを改めている。いずれにしても「河内鑄錢司」と「催鑄錢司」(京内)は設置場所を異にした別組織と解釈している。なお、同「鑄錢司の変遷」の旧稿においては「鑄錢寮」が河内に所在した可能性も指摘している。
- (12) 同時期の靈龜二年前後に離宮を支援するため吉野監と和泉監が吉野地域と和泉国を管轄する特別行政区画として設置されたことも、国単位に特殊な役割を与えた当該期の同様な政策として位置付けられる。拙稿「古代の行幸と離宮」(『奈良制・古代都市研究』一九、二〇〇三年)。
- (13) 『大日本古文書』編年一三六五頁。
- (14) 前掲註(11) 参照。
- (15) 令前の大宰総領も、一国を超える広域行政権限と治所のある国の行政という二つの役割を同一官司がこなしていた。拙稿「広域行政区画としての大宰総領制」(『国史学』二四、二〇一五年)。
- (16) 『大日本古文書』編年二一五〇・一五一一頁。
- (17) 栄原永遠男註(4) 前掲論文。
- (18) 梅原末治「錢司ノ遺跡」(『京都府史蹟地調査会報告』四、一九二三年)は、奈良期における「岡田鑄錢司」の操業を想定し、栄原永遠男註(4) 前掲論文もこの見解を継承する。しかしながら、後述するように岡田に所在した「旧鑄錢司」は弘仁九年以前にさかのぼることは明らかであり、延暦九年から弘仁七年まで存続した平安初期の「鑄錢司」に相当する可能性は高いが、さらに古くから奈良期の「鑄錢司」であったことを示す明証は、梅原論文が指摘する不明確な埴塙の編年以外には存在しない。仮に奈良期に鑄造をおこなっていても、岡田に鑄錢司が所在したかは確認できない(葛野のように「鑄造所」という名称であった可能性もある)。一方で河内鑄錢司Ⅱ鑄錢寮も当該期には史料が見えないので、田原と岡田の二司体制ということも考えられるが、大和の「田原鑄錢司」に対して山城国の岡田鑄錢司が地名を冠しない格上の「鑄錢長官」とするのは不自然である。なお、岡田に近い泉狛村から「錢形料土」を運んだとの記載は(史料13)、良質粘土の産地ではあっても当地で鑄造していたことを示すものではない。なお、八木充註(7) 前掲論文では、根拠は明らかでないが、私見と同様に「田原鑄錢司」が更に置かれたとする。
- (19) 『大日本古文書』編年一六一二八五頁。
- (20) 利光三津夫「神功錢鑄造をめぐる史的考察」(『続・律令制とその周辺』一九七三年、初出一九七〇年)。
- (21) 栄原永遠男「鑄錢司の変遷」(註(4) 前掲論文)。
- (22) 中村一紀「鑄錢司の上級官司について」(『続日本紀研究』一九六、一九七八年)にも単一官司としては多いとの指摘がある。
- (23) 『類聚三代格』天長四年七月三日官符。
- (24) なお、『日本三代実録』貞觀十二年十一月八日条には、「山城国葛野郡鑄錢所」が見える。「鑄錢所」とあり「鑄錢司」となっていないのは、「周防鑄錢司」との区別のためか。
- (25) 『類聚三代格』卷四、弘仁九年四月十五日官符、狩野本『類聚三代格』天長二年四月七日官符。
- (26) 先述したように栄原永遠男註(4) 前掲論文は梅原末治「錢司ノ遺跡」(註(18) 前掲論文)に従って、奈良期まで岡田鑄錢司の存在をさかのぼらせているが、文献から確実なのは弘仁九年以前に岡田に鑄錢司が存在したことだけである。
- (27) 『弘仁格抄』の本文に「通番」(通し番号)および「編番」(編別番号)を付したが、通番は笠井純一『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文(『金沢大学教養部論集』人文科学篇三三二、一九八六年)に、編番は福井俊彦「弘仁格の編纂方針について」(『史観』九八、一九七八年)、同「靈龜三年五月十一日勅について」(『日本歴史』三八五、一九八〇年)、同篇「弘仁格の復原的研究」民部上・中・下篇(吉川弘文館、一九八九・九〇・九一年)に依拠した。以下の具体的な格文の復原は、仁藤敦史・服部隆編『復原弘仁格史料集』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三五、二〇〇七年)に依拠する。
- (28) 八木充「山陽道の銅産と鑄錢司」(註(4) 前掲論文)。
- (29) 栄原永遠男「鑄錢司の変遷」(註(4) 前掲論文)。
- (30) 関見監修熊田亮介校注解説『狩野文庫本類聚三代格』吉川弘文館、一九八九年。
- (31) 拙稿「弘仁格」からみた辺要国規定(『吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年)においても論じたが、「弘仁式部格」前半の配列は、冒頭から神祇官(下部・齋宮寮)・太政官(大納言・中納言・式部省(大学寮・中務省(内匠寮・内蔵寮・縫殿寮・図書寮・内礼司・大舍人寮)・宮内省(造酒司・主水司・木工寮・典業寮)・治部省(雅楽寮)・民部省(主計寮)・兵部省(鼓吹司)・彈正台)のように並べられており、式部格であることのためか中務と式部の順序が逆転し、関連格が多い宮内省がその次に繰り上がっている以外はおおむね二官八省の序列に従って配列されている。具体的には、神祇官(式上1・2・太政官(式上3・4)・式部省(式上5・8)・中務省(式上9・20)・宮内省(式上21・22・27)・治部省(式上28・29)・民部省(式上30)・兵部省(式上31)・彈正台(式上32)の二官八省の序列を基本とし、その後は外官職員(式上40・41)、八省外(式上42・46)、さらには職員令に対する東宮職員令として春宮坊(式上47)を配列する論理であったと解釈される。(式上22)の主水司の水部に関連し

て雑色人の採用にかかわる勘籍(式上23、26)や(式上32)の彈正台官員に關連して彈正台の職掌(式上33、36)および、(式上37)の彈正台の台掌設置に關係して掌類(式上38、39)などの格も挿入されていると考えられる。

その後、外官職員、太政官直屬の八省管轄外(鑄錢司・齋院司・齋宮主神司、東宮坊などの配列論理であったと解釈される。この間には勘籍や彈正台職掌などの格も挿入されている。こうした流れによれば、京官以外の地方官、令外官、太政官直轄などの属性を重視して、鑄錢司・鑄錢使關係格は齋院司・齋宮主神司とともに後半に配列されたものと推定される。

(32) 拙稿「弘仁格」の編纂方針(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年、初出一九九五年)。たとえば、「弘仁格」には弘仁九年の修理職設置の格は掲載されていないが、天長三年に修理職が木工寮に併合されたため、天長期にはすでに有効法でなくなっていたことが反映している。川尻秋生「弘仁格抄」(『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇一年)、六四六頁においても、「弘仁格」撰上後の改変」として天長期の改変事例を紹介する。

(33) 栄原永遠男「鑄錢司の組織と生産体制」(註(2)前掲論文)、二〇三頁。なお、八木充「周防鑄錢司の歴史と銅錢鑄造」(註(4)前掲論文)、六七頁の第二表「周防鑄錢司官員表」は、天長二年四月の史生定員を正しく十員とするが、その根拠は明示されていない。

(34) なお、栄原永遠男「鑄錢司の組織と生産体制」(註(2)前掲論文)、二〇三頁の表三「鑄錢司史生数の変遷」には、天長四年官符の史生定員を一員削り、医師定員に振り替えることが欠落している。

(35) 註(31)前掲拙稿において、近衛府「兵部1」・中衛府「兵部2」の格について弘仁十年当時の左右近衛府の規定に読み替えるべきことを論じた。川尻秋生「弘仁格抄」(註(31)前掲論文)、六四一〜六四五頁においても「読み替え」の事例として紹介されている。

(36) 「類聚三代格」卷四、弘仁九年四月十七日官符、『日本紀略』弘仁九年三月庚寅(七日)条。

(37) 「類聚国史」卷百七、鑄錢司 弘仁十一年二月丙戌条。

(38) 「類聚三代格」卷四、弘仁十一年七月十日官符。

(39) 「類聚三代格」卷四、天長五年二月十七日官符所引天長二年十二月二十三日曆勅符。

(40) 「類聚三代格」卷四、天長四年七月三日官符。

(41) 「類聚三代格」卷四、天長五年二月十七日官符。

(42) 「類聚三代格」卷四、仁寿元年八月十五日官符。

(43) 「類聚三代格」卷四、齊衡二年十一月一日官符。

(44) ただし、周防国は、元下国扱いであったが、『類聚三代格』卷五、貞観七年三

月九日官奏で介を置き、同嘉祥二年三月二十八日官符で大目・小目を置いたとある。また「延喜式」式部上95諸国史生条には周防国の史生は中国に準じて三人とある(大國史生は四人)。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇一五年二月一二日受付、二〇一七年七月三一日審査終了)